

刑事訴訟法

第1 設問1

1 甲は、本件住居侵入、強盗致傷（以下、「事件2」）では逮捕、勾留されている。しかし、本件暴行（以下、「事件1」）では逮捕、勾留されていない。したがって、逮捕前置主義（207条1項参照）に反し、本件暴行の事実も含む勾留はできないのではないか。逮捕前置の判断基準が問題となる。

(1) この点について、逮捕前置主義とは、勾留には適法な対応が前もってなされていることを要するとする原則をいう。かかる逮捕前置主義の趣旨は、二重の司法審査により不当な身体拘束を防止することにある。そして、現行法は「被疑事実」ごとに逮捕、勾留の要件を判断しようとしていると考えられる（200条、203条1項、204条1項参照）。

とすれば、逮捕前置がなされているかは、事件（被疑事実）を基準とすべきと考えられる。

そして、刑事手続は刑罰権行使のためになされるものであり、逮捕、勾留も結局は刑罰権行使のためになされるから、両者は同一の基準により判断すべきと解する。

(2) では、「公訴事実の同一性」についていかに解すべきか。

ア この点について、当事者主義的訴訟構造（256条6項、298条1項、312条1項）の下、審判対象は訴因である。とすれば、「公訴事実の同一性」は、訴因変更の限界を画する機能的概念にすぎないから、訴訟行為の一回性の原則と被告人の防衛権保障の調和の見地より決すべきである。

そこで、「公訴事実の同一性」とは、新旧両訴因が単一かつ同一の場合をいうものを解される。

そして、単一性は実体法上の一罪を基準として、同一性は両訴因の基本的事実関係が同一と言えるかで判断すべきである。

イ これを本件についてみるに、事件2と事件1は全く別の事件であり併合罪の関係にある。よって、単一性が認められず、「公訴事実の同一性」があるとはいえないとも思える。

しかし、事件2と事件1が1回の勾留ですむとすれば被疑者の負担が軽減され、上述した逮捕前置主義の趣旨に合致する。

したがって、かかる勾留を認めるべきである。

2 以上より、甲を事件1の事実をも含めて勾留することができる。

第2 設問2

1 ②は事件2についての再勾留に当たる。では、かかる再勾留は認められるか。

(1) この点、②に先立ち、事件2について甲は再逮捕されているところ、再逮捕は認められるか。

この点について、厳格な身体拘束期間を定めた法の趣旨に反するため、原則として再逮捕を認めるべきではない（203条ないし205条、208条参照）。

しかし、常にかく解すると真実発見（1条）の要請に基づく捜査の必要性をあまりに害する。

また、再逮捕を前提とするかのような条文も存在する（199条3項、刑事訴訟規則142条1項8号）。

そこで、実質的に先の逮捕の蒸し返しといえない場合、具体的には重要な新証拠の発見等があり、かつ、再逮捕がやむをえないといえる場合には再逮捕が認められると解される。

（2）では、再勾留についてはいかに解すべきか。

ア この点、再逮捕を一定の場合に認める以上、つづく手続きである再勾留も認められる場合があるというべきである。

しかし、再勾留は、再逮捕と異なり明文を欠く。また逮捕よりも身体拘束期間が長い（60条2項）、再逮捕の場合よりも厳格に解すべきである。

イ 本件では、乙の供述、及び乙の携帯電話機のメッセージの記録という新証拠が発見されている。また、事件2は住居侵入、強盗致傷事件であり、財産犯のみならず人の身体の安全を害する重大犯罪であり、再勾留もやむを得ないといえる。

2 以上より、甲を再勾留することができる。

以上